

B型・C型肝炎ウイルスが原因の

「肝がん」や「重度肝硬変」の医療費は、 治療2月目から助成が受けられます。

(主な要件は以下のとおりです。詳細は都道府県に御確認ください。)

○助成対象となる主な要件

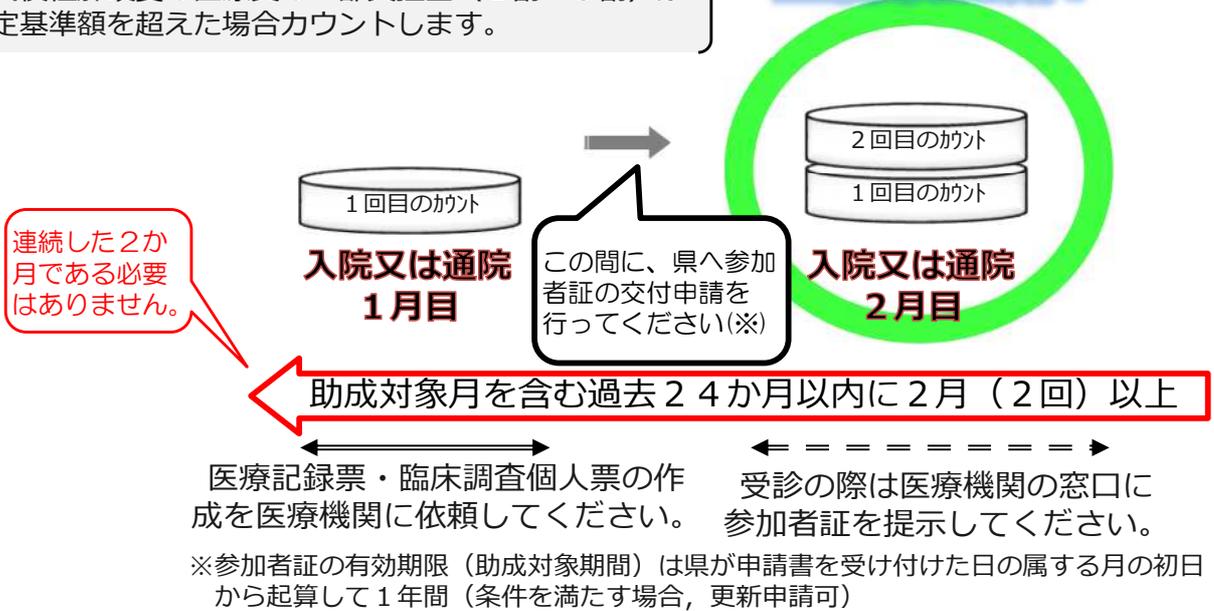
- ・ B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断されている。
- ・ 年収約370万円以下である。
- ・ 肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療（分子標的薬を用いた化学療法，肝動注化学療法，粒子線治療に限る※）を受けている。
- ・ 上記の治療に係る医療費について、高額療養費算定基準額（高療）を超えた月が助成月を含め過去2年間で2月以上ある。
※保険適用となっているものに限る

○高療を超える2月日以降の医療費について、患者さんの自己負担額が1万円となるよう助成します。

※ カウントの方法

肝がんや非代償性肝硬変の医療費の一部負担金（1割～3割）が高額療養費算定基準額を超えた場合カウントします。

医療費の助成！

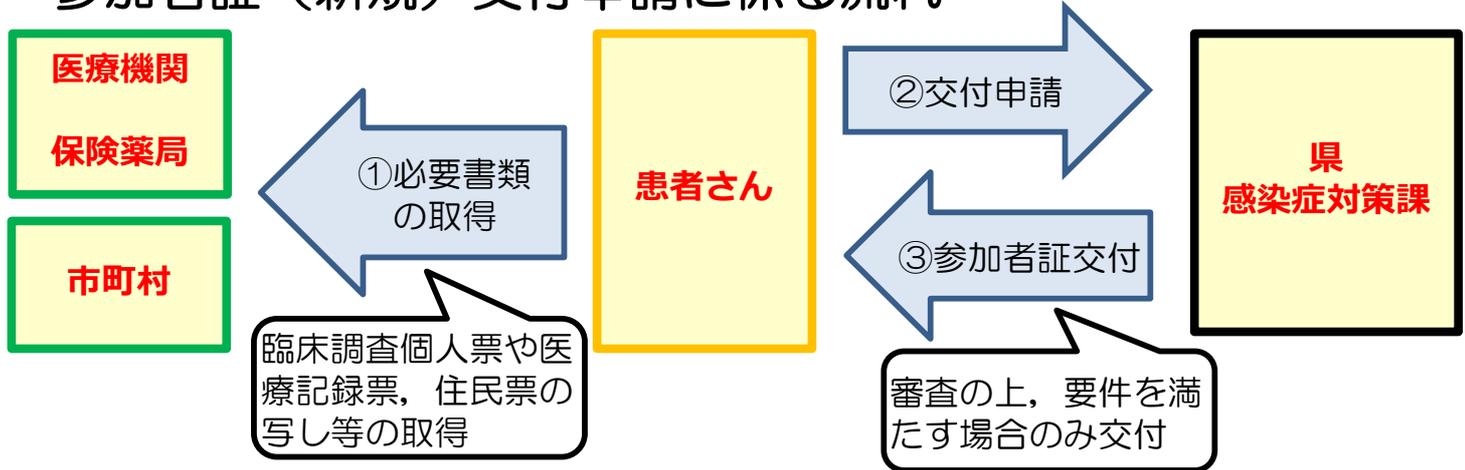


医療費の助成を受けるには県へ参加者証（新規）交付申請が必要です。

医療費の 助成方法	入院の 場合	窓口の自己負担額が1万円となります。 ※参加者証を窓口に提示できない場合は、一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、助成額の償還請求を参加者証の交付を受けた都道府県に対して行ってください。
	通院の 場合	償還払いで自己負担額が1万円となります。 窓口では一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、助成額の償還請求を参加者証の交付を受けた都道府県に対して行うことで、医療費償還払い請求書に記載した患者さんの口座に振り込まれます。 償還請求の方法は裏面を御確認ください。

①「参加者証（新規）交付申請」の手続き

● 参加者証（新規）交付申請に係る流れ



● 参加者証（新規）交付時に提出する書類

- 1 参加者証（新規）交付申請書（別紙様式1）
- 2 臨床調査個人票及び同意書（別紙様式2）
- 3 申請者の医療保険の限度各適用認定証等の適用区分が分かる書類（①，②のいずれか1つ）
 - ① マイナポータルからアクセスできる医療保険の「限度額適用認定証関連の情報」をスクリーンショットしたもの
 - ② 限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し（限度額適用認定証等の適用区分が記載されている資格確認書の写しでも可）
- 4 申請者が加入する医療保険が分かる書類（①，②のいずれか1つ）
 - ① 資格情報のお知らせ又は資格確認書
 - ② マイナポータルからアクセスできる医療保険の「資格情報画面」（あらかじめマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報のPDFファイルを表示した画面を含む。）
- 5 医療記録票の写し
- 6 住民票の写し
（国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している場合，又は被用者保険に加入のうち低所得者区分に該当しない場合）
本人及び世帯全員の住民票の写し
（被用者保険に加入のうち低所得者区分に該当する場合）
- 7 本人及び世帯全員の住民税・非課税証明書類
（被用者保険に加入のうち低所得者区分に該当する場合）
- 8 肝炎治療月額管理表の写し（肝炎治療受給者証被交付者のみ）
- 9 個人番号（マイナンバー）提供書（別紙様式10）

※個人番号（マイナンバー）提供書を提出することで，4申請者が加入する医療保険が分かる書類，6住民票の写し，7住民税・非課税証明書類の提出を省略することが可能です。

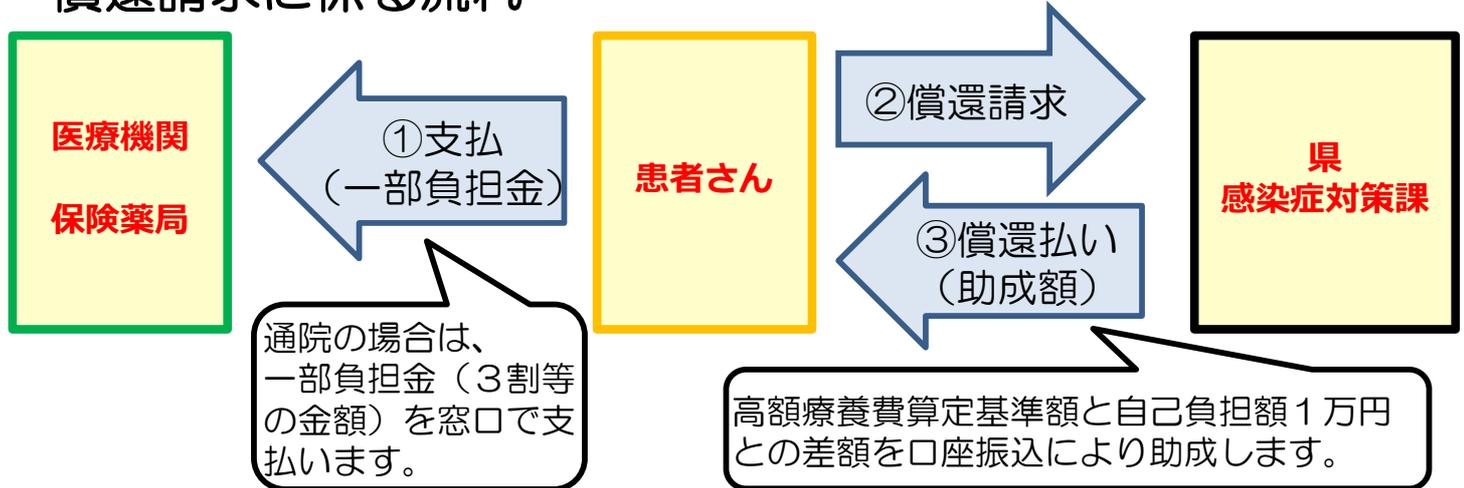
● 提出先 〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10-1

鹿児島県保健福祉部感染症対策課感染症保健予防係

②「償還請求」の手続き

● 償還請求に係る流れ



※高額療養費は、医療保険者から給付されます。医療保険者によっては請求手続きが必要な場合がありますので、医療保険者に御確認ください。

● 償還請求時に提出する書類

- 1 医療費償還払い請求書(別紙様式例7)
- 2 申請者の医療保険の限度各適用認定証等の適用区分が分かる書類(①, ②のいずれか1つ)
 - ① マイナポータルからアクセスできる医療保険の「限度額適用認定証関連の情報」をスクリーンショットしたもの
 - ② 限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し(限度額適用認定証等の適用区分が記載されている資格確認書の写しでも可)
- 3 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の写し
- 4 医療記録票の写し
- 5 償還請求の対象月において受診した全ての医療機関、保険薬局が発行した領収書及び診療明細書
- 6 振込先の口座番号等が確認できる資料(通帳、キャッシュカードの写等)
- 7 個人番号(マイナンバー)提供書(別紙様式11)

※個人番号(マイナンバー)提供書を提出することで、6振込先の口座番号等が確認できる資料の提出を省略することが可能です。(公金受取口座情報の登録がある場合のみ)

● 提出先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

鹿児島県保健福祉部感染症対策課感染症保健予防係

「詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

- 都道府県や厚生労働省などが、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 都道府県や厚生労働省などが、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」の助成をするために、手数料の振込を求めること等は絶対にありません。

ご自宅や職場などに都道府県や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話がかかってきたり、不審な郵便が届いたら、迷わず、お住いの都道府県の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の担当課や最寄りの警察署(または警察相談専用電話[#9110])に御連絡ください。